

今回は、令和7年5月13日(火) AM10:30～12:00 AP 東京八重洲ビル内 10 階にて開催予定の、第5回ラビドール御宿・東京セミナー講演内容の概略をご紹介します。

講演1.『医療・介護の2025年問題について』

介護の2025年問題は、団塊世代が75歳以上になり、社会保障費の増大が生じ、介護スタッフ不足など読者の皆様も耳にされていると思いますが、医療の2025年問題は、あまり知られていません。後期高齢者の増加は、医療従事者の人手不足をまねき、地方を中心に診療所を含めた病院経営が難しくなると予測されています。そして、医療現場で更に需要の増加が見込まれるのが「在宅医療」と「高齢者の救急搬送」と言われています。

講演2.『有料老人ホーム入居契約書の難解用語をわかりやすく解説』

前回の第4回東京セミナーで、重要事項説明書の難解用語について解説しましたが、ホーム入居の最終ステップが、ホームを経営している法人と契約書を取り交わすことです。この契約書にも難解用語が幾つか存在しますので、わかりやすく解説させていただきます。

入居契約書・表題部から

- 敷地の権利形態：事業主体所有(抵当権なし)。
- 建物の権利形態：事業主体所有(抵当権なし)。

第1章 総則から

(目的)

- 第1条 設置者と入居者は、入居者が終身にわたり、目的施設を利用し各種サービスを受けることを目的として、本契約を締結します。

第4章 費用の負担から

(利用料の改定)

- 第24条 設置者は、月払いの利用料を改定することができます。その場合には、次の措置を講じます。
 - 一 改定する利用料の収支状況等や千葉県が発表する消費者物価指数、人件費等を勘案した改定理由について運営懇談会の意見を聴く
 - 二 改定に当たっては、入居者・連帯保証人・身元引受人へ事前に通知する

紙面の関係から大変申し訳ございませんが、入居契約書の難解用語の続き及び生活支援サービスのご紹介は、次号のVol.73に掲載させていただきます。

